

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を平成 28 年 7 月 8 日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく福祉手帳の交付決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2 級への変更を求めるといふものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、請求人の精神障害の状態は障害等級 2 級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

日常生活に著しい制限を受け、また、日常生活に著しい制限を加えている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の

規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-------------|
| 平成28年10月24日 | 諮問 |
| 平成28年11月24日 | 審議（第3回第3部会） |
| 平成28年12月16日 | 審議（第4回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨定めている。これを受けて、法施行令6条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙2のとおり規定する。

また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判

定基準と併せて「判定基準等」という。))。

- (2) そして、法45条1項によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされており（法施行規則23条1号）、本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分取消理由があるとはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「双極性感情障害 ICDコード(F31)」(別紙1・1・(1))は、判定基準によれば、「気分(感情)障害」に該当する。

また、身体合併症として記載されている「不眠」(別紙1・1・(3))は、非器質性不眠症として、判定基準によれば「その他の精神疾患」に該当するが、その症状の密接な関連性から、判定基準では「気分(感情)障害」に準じて判断することが相当である。

そして、「気分(感情)障害」は、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すも

の」が3級とされている。

なお、留意事項においては、機能障害を判定するに当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」及び「長時間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。」とされている（留意事項2・(2)及び(3)）。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄には、別紙1・3のとおり記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄（別紙1・4）では、「抑うつ状態 ①思考・運動抑制、②憂うつ気分」、「躁状態 ①行為心迫、②感情高揚・易刺激性」、「幻覚妄想状態 ①幻覚、②妄想」及び「精神作用物質の乱用、依存等 ①アルコール 残遺性・遅発性精神病性障害」に該当するとされており、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の欄には、別紙1・5・(1)のとおり記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、抑うつ状態又は軽躁状態に相当する気分、意欲・行動の障害及び不眠の症状は認められるが、就労状況については「一般就労」とされ（別紙1・7）、「今後も薬物療法、通院精神療法を継続することにより安定すると思われる。」（別紙1・3）との記載があることからしても、通院による継続的な治療下において、請求人の上記の各症状が著しいものとは判断し難い。

したがって、請求人の機能障害の程度は、「気分（感情）障害」の判定基準等により判定すると、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

ウ なお、本件診断書において請求人の従たる精神障害として記載されている「アルコール使用障害（アルコール幻覚症） I C Dコード（F 1 0）」（別紙 1・1・(2)）については、判定基準によれば、「気分（感情）障害」とは別の「中毒精神病」に該当するが、多量飲酒等による後遺障害と考えられる症状は、現在消失しており（別紙 1・3 及び 5・(1)）、本件診断書の記載内容を「中毒精神病」の判定基準に照らして検討しても、障害等級の程度の判断に影響するものとは認められない。

エ 以上のことから、請求人の機能障害については、障害等級 3 級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」の欄（別紙 1・6・(3)）は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と判定されており、この記載のみからすると、留意事項 3・(6)の表により、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級相当であると判断される。

しかし、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」の欄（別紙 1・6・(2)）では、8 項目中「自発的にできる」が 1 項目、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が 6 項目と判定されており、「援助があればできる」とされているのは 1 項目のみであるほか、「現在の生活環境」の欄（別紙 1・6・(1)）は「在宅(単身)」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」の欄（別紙 1・8）も該当するものはないものとされている。

また、生活能力の状態の「具体的程度、状態像」の欄（別紙 1・7）には、前述のとおり、就労状況について「一般就労」との記載がある。

以上のことから、請求人は、障害福祉等サービスを利用することなく、単身での在宅生活を維持しており、一般就労も可能な状況にあると考えられ、上記(1)で検討した機能障害からしても、精神症状による日常生活への影響が大きいものとは認められないから、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らし、障害等級のおおむね3級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」である2級に至っているとまでは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書に国民年金法施行令別表を添付し、同表上の障害基礎年金における障害等級2級15号の項を参照規定として提示した上で、上記(第3)のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

この点について、法施行規則23条2号によれば、精神障害を支給事由として国民年金法による障害基礎年金等の給付を現に受けている者は、福祉手帳の交付申請に当たり、同条1号に規定する医師の診断書ではなく、当該年金給付を現に受けていることを証する書類（年金証書等）の写しを添付することができるとされている。

しかし、請求人からは年金証書等の写しの添付はなく、本件申請は、医師の診断書（本件診断書）を添付することにより行われたの

であるから、請求人の障害等級の認定に係る総合判定は、専ら本件診断書の記載内容全般を判定基準等に照らしてなされるべきものである。

そして、本件診断書によれば、請求人の症状は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」である２級に至っているとまでは認められないことは、上記（２・３）記載のとおりであるから、請求人の主張には、理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙１（略）

別紙２（略）